

フランスにおける従業員・公務員と著作者の権利

長塚真琴

はじめに

著作権法15条は、創作行為が団体や個人の業務に従事する者により職務上おこなわれ、さらに一定の要件を満たす場合、当該団体や個人が著作者となると定める。国とその臨時職員との関係にも同条の適用を認めるのが判例であり¹⁾、同条が公務員に適用されることを争う見解はない。

同条の要件解釈をめぐる議論は、1985年前後から目立つようになった²⁾。この年には新潟鉄工事件判決³⁾が下され、コンピュータ・プログラム関連の法改正の一環として、15条に2項が追加された。1992年には、文化庁『コンピュータ・プログラムに係る著作権問題に関する調査研究協力者会議報告書—コンピュータ・ソフトウェアと法人著作について—』⁴⁾が発表された。その前後にも、

-
- 1) 最判昭和59.3.9判例集未登載，東京高判昭和57.4.22判時1039号21頁〔龍溪書舎〕。
 - 2) 山田恒夫「職務上創作したコンピュータ・プログラムの権利について」山梨学院大学法学論集6号（1983年）135頁，中山信弘『ソフトウェアの法的保護（初版）』（有斐閣，1986年）54頁。後者は、権利公示手段のない著作権法において第三者が権利者を容易に見つけられるようにする制度として15条を正当化するが、一方で著作権法体系中でそれが例外であることも指摘し、厳格な解釈を要請する。
 - 3) 東京高判昭和60.12.4判時1190号143頁，原審東京地判昭和60.2.13判時1146号23頁。職務上制作された未公表のプログラムの著作者は従業員か会社かが問題となった。そして、公表予定はないが「仮に公表されるとすれば法人等の名義で公表されるもの」にも、15条1項が適用されると認められた。
 - 4) http://www.cric.or.jp/houkoku/h4_3/h4_3.html。本稿のURL最終確認は、2003年7月14日である。

民商法雑誌107巻4・5号(1993年)が特集『ソフトウェアと法人著作』を組むなど、議論は大きな盛り上がりを見せた⁵⁾。その後も次々と議論への参入があり⁶⁾、最近では、筆者と同世代の研究者による大部の論文が現れている⁷⁾。

しかし、同条に関してフランス法との比較研究を継続的におこなっているのは、筆者のみである。これまでに発表したもの⁸⁾が引用されることもままある。筆者は生来の怠惰ゆえ、著作権法15条の解釈論をなかなか公にできないているが、2001年9月から1年間、フランスのポワティエ大学で在外研究する機会に恵まれ、フランス法およびフランスの時事的状況の理解だけは多少深まった。

そこで本稿では、上記3本の旧稿の内容を1つにまとめ、アップデートし、

-
- 5) 齊藤博「職務著作とベルヌ体制」同号536頁は、雇用者に著作者の地位まで取得させる立法は、普通は英米法国にみられることを指摘する。同『著作権法』(有斐閣, 2000年)124頁は、15条は大陸法系の日本著作権法の中では例外的な制度であると指摘し、厳格解釈を支持する。1990年代前半に発表された主要な議論として、鎌田薫「機密資料の開発者による一時持ち出しと横領罪」小野還暦「判例不正競争法」(発明協会, 1992年)755頁があり、新潟鉄工事件に鑑み、未公表著作物については秘密として管理されているもののみが15条1項の適用を享受すべきであるという解釈を提唱する。民商法雑誌の特集に収録されている小泉直樹「知的財産と法人の権利」は、この解釈を支持する(同号502頁)。また、紋谷暢男「職務上の創作について」コピライト379号(1992年)9頁は、15条1項のすべての要件を「職務上」の要件に収斂させていく解釈を提唱する。
 - 6) 田村善之「職務著作の要件構造」ジュリスト1132号(1998年)39~40頁は、15条は第三者の著作物利用を容易にするための規定であり、これが従業者から使用者への著作者人格権行使を封じることは正当化できるが、使用者が著作者人格権を行使することは、立法論としては問題であるという。茶園成樹「著作権法15条における公表名義の要件」阪大法学49巻3・4号(1999年)461頁は、鎌田説に触発されつつ、公表を予定しない著作物については、創作時に、法人等が著作物を自由に利用・処分する権利を有するものとして取り扱っていたかで適否を決すべきであるとす。
 - 7) 潮海久雄「著作権法における創作者主義の変遷過程(一)~(六)」法学協会雑誌116巻12号(1999年)88頁~119巻10号(2002年)113頁。著作権の原始的帰属は、著作物の創作性の程度に応じて異なる解決が可能であり、15条1項の公表要件がそのための手がかりになるとする。同条を例外規定とみる考え方には批判的である。
 - 8) 「フランスにおける集合著作物制度」著作権研究22号(1995年)49頁(以下「著研」)、「ソフトウェアの職務著作に関するフランス法」紋谷還暦『知的財産権法の現代的課題』(1998年)620頁(以下「紋谷還暦」)、「フランス法上の集合著作物をめぐる最近の展開」久保古稀『市場経済と企業法』(2000年)379頁(以下「久保古稀」)。

公務員の場合など、これまで検討からもれていた点を補う。これにより、フランスにおける従業員・公務員と著作者の権利 (droit d'auteur, 著作財産権と著作者人格権をまとめていう) に関し、最新情報を包括的に提供し、議論の一助としたい。

具体的には、まず、著作権法15条との要件・効果の類似性が注目される集合著作物 (一)、次に、従業員の著作財産権の法定譲渡を認めたソフトウェアに関する特別規定 (二) を検討する。次に、これらにあてはまらない場合に関し、私法上の従業員 (三) および公務員 (四) の権利を検討する。そして最後に、フランス法の現状をまとめ、紙幅の許す限りで日本法への示唆を導く (五)。

一. 集合著作物

1. 条文と若干の沿革

フランスには、日本法15条のような、職務・公務上の著作物に関する包括的な規定はない。しかし、フランスには集合著作物制度がある。知的所有権法典 (以下「法典」) L.113-2条3項は、「集合著作物とは、自然人または法人の発意に基づいて創作され、その指示および名の下に出版され、発行され、公表され、かつ、作成に参加した各著作者の個々の寄与が、それらが着想された目的である全体の中に融合しており、制作された全体について、1つの別個の権利を各著作者に付与しえない著作物をいう」と定義する。そして、L.113-5条1項・2項は、集合著作物は「反対の証拠がない限り、その著作物はその名の下に公表された自然人または法人の所有にかかる。／この自然人または法人は、著作者の諸権利を付与される」と定める⁹⁾。

これによれば、集合著作物の全体に関しては、その制作と公表を主導した自然人または法人 (以下「主導者」) が、原始的に著作者の権利、すなわち著作権と著作者人格権を付与される。この帰結は日本法15条と共通し、また、公表

9) 条文の訳は筆者による。ただし、大山幸房訳『外国著作権法令集(18) フランス編』(著作権情報センター、1996年)を参考にした。

の要件を持つことも共通する。それもそのはずで、15条は、諸外国の立法例と共に、集合著作物制度をも参考として立法されたものである¹⁰⁾。さらに、判例上、国は法人として集合著作物の所有者たりうるとされていることも共通する¹¹⁾。

集合著作物は、1957年3月11日法において初めて明文で規定された。1957年法はフランスの現行著作権法であり、1992年にほとんど内容修正なく法典にとり込まれた。

ゴドラの最近の研究によれば、集合著作物の概念は、大革命直後のアカデミー・フランセーズ辞典の事件に端を発し、歴史的人物の事典に関する19世紀半ばのデイド事件により、判例法として定式化された。これらはいずれも単純な偽作 (contrefaçon) の事案であった。個々の記述が公有に帰しているなどの事情があったため、裁判所は、出版者＝主導者を著作者の地位につけることにより、偽作者に対する請求を認めた。しかし、2つの事件においては出版者の経済的利益の保護のみが求められ、著作者人格権が主張されることはなかった。そもそも、著作者人格権の観念は、前者の事件の頃にはまだなく、後者の事件の頃には発達途上であったのである¹²⁾。

この判例法が成文法となっていく過程を詳細に跡付ける余裕は、本稿にはない。しかし、A.リュカによれば、1957年の立法者は、アカデミー辞典一個々

10) 「シンポジウム『著作権法制と人格権』議事録」著作権研究23号(1997年)68～70頁にみられる加戸守行氏発言。しかし、著作権制度審議会第一小委員会審議結果報告(1965年5月、著作権情報センター所蔵)には、集合著作物制度にそっくりな規定を作ることが提言されていた。この規定は、その後の著作権制度審議会答申(1966年4月、同)で現行15条1項に近いものへと修正されていくが、少なくとも検討の初期の段階では、集合著作物制度は他国の法制よりも、強い影響力を有していたと思われる。

11) CE 10 juill. 1996, *RIDA* oct. 1996, p. 207, note Kéréver. 国立経済統計研究所(INSEE)の作成にかかるSIRENEという企業データベースの無断再送信をめぐる事案である。国による排他権の行使やデータベースの創作性など、他にも興味深い論点を含む。

12) Gaudrat, Ph., *Les démêlés intemporels d'un couple à succès: le créateur et l'investisseur*, *RIDA* oct. 2001, pp. 171 et s.

の語の定義に複数のアカデミー会員が関与し、しかも莫大な数の語を収録するので、誰がどれほど関与したかの確定が不可能である — や、百科事典 — 執筆者間に協力がなく、共同著作物とするには問題がある — のような、特殊な言語著作物の事例に対処しただけであるという¹³⁾。つまり、それら以外の著作物について集合著作物の主張がなされることは、立法者の予定外であったといえる。

2. 集合著作物と侵害訴訟 — 1980年代までの運用

ところが、1957年法の下、裁判所に集合著作物の著作権侵害を訴え出たのは、上記のような言語著作物の出版者だけではなかった。L.113-2条3項の文言の解釈は、衣服や実用品などの商品のデザインをめぐる数多くの侵害事件を通じて、おこなわれてきた。

この種のデザインは、多くの場合、主導者たる企業の発意に基づき、複数のデザイナーの共同作業により制作され、企業の名の下に、そのデザインを施した商品として公表される。デザインの模倣がなされると、企業は集合著作物の著作権が侵害されたとして提訴する。そうすれば、デザイナーから著作権の譲渡（三1と註62参照）を受けていなくても、企業は自らの名で提訴できるからである。そして、被告はデザインの集合著作物該当性を争う¹⁴⁾。

13) Lucas, A., actualisé par C. Bernault, *Juris-Classeurs Propriété littéraire et artistique* Fasc.1185 (mai 2002), n° 133. 著作権者の権利の帰属に関する、最新かつ最も詳細な客観的解説である。本稿はこの文献に多くを負う。

なお、フランスにも編集著作権（L.112-3条1項後段）は存在し、その要件・効果は日本法に近い。しかし、それを原始的に享有するのまた自然人のみである（三1参照）。

14) フランス法では、商品のデザインについて、意匠法による保護と著作権法による保護が完全に累積する。20世紀初頭の学説に端を発する「美の単一性理論」に基づき、美的要素のいかんにかかわらず、独自の創作であれば著作権法が適用されると考えられている（佐藤恵太「意匠保護法制の再検討」法学新報99巻7・8号（1993年）、特に119～120頁）。

本稿の検討に必要な範囲で、フランスの意匠法と、不正競争の法的規律を紹介しておこう。なお、ここでいう「意匠」は原語で「デッサンとモデル」と表現され、前者は2次元の、後者は3次元のデザインをさす。

主な争点となったのは、個々のデザイナーの寄与がどのような態様でなされた場合に、集合著作物が成立するかであった。この点につき、判例は1980年代の終わりまで、2つの考え方の間を揺れ動いた。

1つはデボワの説であり、「別個 (distinct) の」という要件を「不分割 (indivis)¹⁵⁾ の」と読み替え、個々の寄与の著作者全員が、主導者から与えられた作業にだけ没頭し、相互に無関係であり、誰ひとり著作物全体についての共同著作者とはいえないような場合にのみ、集合著作物の存在を認める¹⁶⁾。ここには、集合著作物をフランス著作権法における異常 (anomalie) ととらえ¹⁷⁾,

フランスの現行意匠法は1909年7月14日法であり、法典L.511-1条以下に組み込まれている。新規かつ固有の特徴を有する意匠を登録により保護するが (L.511-2条, L.511-9条1項1文)、実質審査はない (L.512-2条)。保護期間は出願後5年間で、最長25年間まで延長可能である (L.513-1条1項)。権利内容は、「登録意匠を施した製品の製造、提供、市場への投入、輸入、輸出、使用、以上を目的とする展示」に関する排他権である (L.513-4条)。保護はデザインの創作者またはその承継人に与えられるが、登録のための寄託をなす者は保護を受ける資格を推定される (L.511-9条1項2文、2項)。実際にも、寄託は法人によって直接なされることがたいへん多いという (佐藤前掲論文125頁)。

以上は、意匠の法的保護に関する共同体指令 (1998年) に適合させるため、2001年に改正を受けた国内法の要点である。一方、国内法とは独立の制度として、2002年3月6日より共同体未登録意匠保護 (発売後3年間に限り模倣行為からの保護を認める) が施行されており、2003年の同日からは、共同体登録意匠権 (出願後25年間の排他権) の出願も受け付けられるようになっている。出願は、商品の発売から1年以内にすればよい。共同体意匠制度に関し、マーティン・シュロッターブルグ/事務局 (解説・訳) 「共同体意匠の実務」AIPPI47巻11号 (2002年) 746頁。

フランスには、日本の不正競争防止法のような特別法は存在しない。同法2条1項1号に相当する狭義の混同行為 (商品形態の模倣によるものも含む) や、2号に相当する広義の混同行為は、民法1382条以下の不法行為として規律されている (後者は講学上寄生行為と呼ばれる)。山口俊夫『フランス債権法』(東京大学出版会、1986年) 166頁によれば、フランスの不法行為法では、原状回復を実現するための現物賠償として、店舗の閉鎖などの請求も認められている。

15) ある資産の特定部分に限られず、資産全体について、排他的ではなく競合的に他の同質の権利と共存する状態。山口俊夫 (編) 『フランス法辞典』(東京大学出版会、2002年) 286頁。

16) Desbois, H., *Le droit d'auteur en France*, 3e éd., Dalloz, 1978, n° 171. この解釈は、共同著作物 (L.113-2条1項, 分離利用が可能でも適用される点のみが日本法と異なる) に該当するものは集合著作物ではないという立場からなされている。

17) *Ibid.*, n° 166.

その適用範囲を限定しようとしたデボワの思想が現れている¹⁸⁾。もう1つは広義説とも呼ぶべきもので、「寄与の融合」それ自体が「別個の権利を付与すること」の不可能を意味し、「別個の権利を〜付与しえない」という文言には固有の意味はないとする（いずれの説についても、詳しくは著研51頁以下）。

下級審裁判例まで含めると限りがなくなるので、破毀院の判決に絞って、判例の展開をみていこう。広義説をとったものには、1970年7月1日判決〔帆船航海事典〕¹⁹⁾、1977年3月1日判決〔ドレスのモデル〕²⁰⁾、1980年10月21日判決〔団体のマーク〕²¹⁾がある。いずれも、集合著作物の存在を認めたものである。一方、デボワ説をとったものには、1978年5月17日判決〔筆記用具入れのモデル〕²²⁾、1979年11月6日判決〔鞆のモデル〕²³⁾、1987年4月7日判決〔ソファのモデル〕²⁴⁾があり、いずれも集合著作物の存在を否定している。

このように、1970年代の終盤から1980年代にかけては、破毀院においてさえ、広義説の判例とデボワ説の判例とが交互に現われる状況が続いた。これは、集合著作物の所有者であることを主張する者にとっては、ひどく法的安定性に欠ける状況であった。

1990年代になると、判例はデボワ説に落ち着いた様子を見せ（破毀院1991年2月19日第1判決〔ゴム製継手のモデル〕²⁵⁾）、これは現在まで続いている²⁶⁾。

しかし、その一方で破毀院は、企業が提起する侵害事件において、著作者の権利が企業に原始的に帰属することを、これまで以上に積極的に認めるように

18) 集合著作物をこのように例外視する発想は、現在第一線の著作権法学者にも共有されている。Lucas, op. cit. (note 13), n° 137; Gautier, P.-Y., *Propriété littéraire et artistique*, 3e éd. mise à jour, PUF, 1999, n° 383 et 384.

19) Cass. Civ., 1^{er} juill. 1970, Glénans, *D.* 1970, 769.

20) Cass. Crim., 1^{er} mars 1977, *D.S.* 1978, 223, note Plaisant.

21) Cass. 1^{er} civ., 21 oct. 1980, *Bull. civ.* I, n° 265; *D.S.* 1981, IR 82, obs. Colombet.

22) Cass. 1^{er} civ., 17 mai 1978, *D.S.* 1978, 661, note Desbois; *RIDA* janv.1979, p. 159.

23) Cass. 1^{er} civ., 6 nov. 1979, *Bull. civ.* I, n° 272; *D.S.* 1981, IR 82, obs. Colombet.

24) Cass. Com., 7 avril 1987, *RIDA* juill. 1987, p. 192.

25) Cass. 1^{er} civ., 19 févr. 1991, *Bull. civ.* I, n° 67 (arrêt n° 1).

26) Lucas, op. cit. (note 13), n° 125.

なっていた。そのために編み出された法理が、次節で紹介する集合著作物の推定と、集合著作物かどうかを問わない権利帰属の推定である。

3. 最近の運用 — 集合著作物の推定と集合著作物外の推定

集合著作物の推定とは、主導者が、自らの発意により複数の者が制作に関与した著作物を自らの名の下で販売など利用していることを立証できれば、不分割の権利については立証責任を免れることをいう。

この立場をとった最も初期の破毀院判決である1991年2月19日第2判決 [タイル貼り用目的地剤のラベル]²⁷⁾は、制作に寄与した者からの権利主張もなく、侵害訴訟の被告が原告以外の者に権利が帰属することを証明するでもない場合に、推定が働くとしている。その後の1991年10月22日判決 [布のモデル]²⁸⁾は、制作に寄与した者からの権利主張がないことのみを、推定が働く要件としている。そして、1993年3月24日判決 (第1判決) [ドアノブのモデル]²⁹⁾は、どちらの当事者も集合著作物の要件適合性を立証しえない場合には、侵害訴訟の原告に有利な推定が働くと判示しているように読める (後二者の判決については久保古稀383~384頁参照)。論理構成はそれぞれ違うものの、いずれにおいても、本来なら集合著作物の成立を立証しなければならないのは原告=主導者であるにもかかわらず³⁰⁾、その立証責任は転換ないし軽減されているのである。

破毀院は、さらにその先を行った。1993年3月24日第2判決 [写真]³¹⁾ (以下「アレオ判決」)は、絵葉書の写真が観光ガイドに無断転用された事案に関する。原判決は写真を集合著作物としたが、被告側から破毀申立を受けた。破

27) Cass. 1^{er} civ., 19 févr. 1991, *Bull. civ.* I, n° 67 (arrêt n° 2).

28) Cass. 1^{er} civ., 22 oct. 1991, *D.S.* 1993, Somm. p. 85, obs. Colombet; *RIDA* avr. 1992, p. 184.

29) Cass. 1^{er} civ., 24 mars 1993, Bézault, *JCP* 1993, II, n° 22085, 1^e espèce, note Greffe; *RIDA* n° 158, oct. 1993, p. 203.

30) Lucas, op. cit. (note 13), n° 127.

31) Cass. 1^{er} civ., 24 mars 1993, Aréo, *JCP* 1993, II, n° 22085, 2^e espèce, note Greffe; *RIDA* n° 158, oct. 1993, p. 200.

毀院は、問題の複製行為がおこなわれた際、原告（破毀被申立人）がその名の下に問題の写真を商業的に利用していたことを「占有の行為」と表現する。そして、写真のネガを制作した1人または複数の自然人の側から何の権利主張もない場合、このような占有の行為は、写真が集合著作物であろうとなかろうと、侵害をはたらく第三者との関係で、写真に関し著作者に与えられる無形の所有権を原告が有することを推定させる性質のものであると判示する（詳細は久保古稀384～385頁）。

集合著作物の性質を認めがたい著作物に関し、法人企業が1957年法8条（法典L.113-1条、日本の著作権法14条に近い）を根拠に、著作者資格の推定を要求したことはこれまでもあった。しかし破毀院は、1982年3月17日判決〔ライターモデル³²⁾〕および、ゴム製継手のモデルに関する前出1991年2月19日第1判決においてそれを退け、法人は8条により著作者であることの推定を受けられないという解釈を維持している（5参照）。これに対し、アレオ判決は、実質的には判例の転換点と位置付けられる。ここでついに、1人の者によって撮影・現像されたとも考えられる写真、すなわち、集合著作物の定義にあてはまらない可能性の高い著作物について、それを利用する企業に、特定の条文に基づかず、著作者の権利の原始的帰属が認められるに至ったからである。

いくつもの破毀院判決が、アレオ判決に追随した。そのうち、集合著作物であるかどうかを問わない旨明示し、かつ「占有」という表現も用いるものは、1995年1月31日判決〔衣服のデッサン³³⁾〕、1996年1月9日判決〔装飾を施した盆³⁴⁾〕である。集合著作物の推定をしたのか集合著作物外の推定をしたのかにつき学説上争いがあるのが、1996年7月3日判決〔ソフトウェア³⁵⁾〕である。きわめて簡潔な表現をとり、やはりどちらの推定をしたのかよくわからないの

32) Cass. 1^{er} civ., 17 mars 1982, Dupont, *RIDA* n° 114, oct. 1982, p. 155.

33) Cass. 1^{er} civ., 31 janv. 1995, *D.S.* 1995, Somm. p. 287, obs. Colombet.

34) Cass. 1^{er} civ., 9 janv. 1996, *D.S.* 1996, Somm. p. 285, obs. Burst; *RIDA* n° 169, juill. 1996, p. 341.

35) Cass. 1^{er} civ., 3 juill. 1996, *D.* 1997, Jur. p. 328, obs. Françon; *RIDA* oct. 1997, p. 315.

が、1998年10月13日判決 [ユニットバスの部品]³⁶⁾である (以上、詳しくは久保古稀385~391頁)。

2000年代になっても、集合著作物外の推定の流れは止まらない。破毀院2000年2月22日第1判決 [装飾を施した壁灯]³⁷⁾ および同第2判決 [衣服]³⁸⁾ は、「著作者 (ら) から権利主張がない場合、法人がその名の下に著作物を利用する行為は、この法人が、侵害に問われている第三者との関係で、その著作物 (集合著作物かどうかを問わない) の、著作者に与えられる無形の所有権の権利者であることを推定させる」と判示した。これは、アレオ判決から「占有」という表現だけを抜き取った判示である。

以上の概観をふまえて、特徴的な点を2つ指摘する。

- (1) 企業は、主導者として制作した集合著作物を、その名の下に「出版、発行、公表」する³⁹⁾。企業がその制作にかかるデザインを施した商品の販売を開始することは、これにあたりと解されてきた。しかし、タイル貼り用目地剤のラベルに関する前出1991年2月19日第2判決は、企業が当該ラベルを付した商品を販売することを、条文通りの文言ではなく「利用」という文言で表現し、利用をおこなう企業を集合著作物の所有者と推定した。さらに、前出1996年1月9日判決は、他社の制作にかかる装飾盆を販売していたにすぎない企業まで、その「利用」行為をもって、集合著作物外の権利帰属を推定する。
- (2) ドアノブのモデルに関する前出1993年3月24日第1判決と、壁灯に関する前出2000年2月22日第1判決は、いずれも、古い年代にデザインされ (前者は1959年、後者は1930年代)、当該企業が長年販売している製品に関する。

36) Cass. 1^{er} civ., 13 oct. 1998, *RIDA* janv. 1999, p. 385.

37) Cass. 1^{er} civ., 20 févr. 2000, *Comm. com. électr.* avr. 2000, n° 42, 1^e espèce, note Caron.

38) Cass. 1^{er} civ., 20 févr. 2000, *Comm. com. électr.* avr. 2000, n° 42, 2^e espèce, note Caron.

39) 「出版、発行、公表」となっているのは立法者の不手際であり、これら全てが必要という意味ではないとされている。Lucas, *op. cit.* (note 13), n° 114.

仮にこれらが意匠登録されていたとしても、保護期間はとうに満了しているはずである。共同体意匠による保護のある現在では、企業が著作権によるデザイン保護に頼る局面は、このような「古典的デザイン」の場合に限定されていくのではないかと思われる。

4. 集合著作物と個々の寄与の譲渡

前節までは、集合著作物成否の限界事例や、企業が原始的に権利者となるかどうかを直接争点となった事例ばかりを眺めてきた。これらのほとんどが、商品のデザインに関する侵害事件であった。一方で、立法者が予定した辞典・事典類はもちろん、新聞、雑誌、カタログ、広告ポスターなどが集合著作物になることは、確定した判例である。近時の破毀院判決だけでも、1993年12月8日判決 [広告ポスター]⁴⁰⁾、1994年10月18日判決 [美術展パンフレット]⁴¹⁾がある。

このような、いわば典型的集合著作物の主導者は、第三者による侵害の場面では、個々の寄与の著作者から譲渡（後述三1）を受けることなく、全体に関する著作者の権利を原始的に享有する。では、集合著作物への個々の寄与（全体とは独立の利用価値を有する）についてはどうだろうか。主導者と個々の寄与の著作者との関係はどうなっているだろうか。

破毀院1976年5月24日判決 [百科事典]⁴²⁾は、集合著作物に寄与した者の報酬は一括払いにできると判示している。註62で紹介する比例報酬原則の適用はないということであり、百科事典の再版について、個々の寄与の著作者への追加報酬の支払は不要とされた。しかし、新聞・雑誌 (presse) の分野では、集合著作物の主導者は、一括報酬によっては個々の寄与を最初に利用することしかできないという判例（三2で詳述）が確立している⁴³⁾。SNJ（全国ジャー

40) Cass. 1^{er} civ., 8 déc. 1993, Image Image, *RIDA* juill. 1994, p. 303.

41) Cass. 1^{er} civ., 18 oct. 1994, *RIDA* avr. 1995, p. 305.

42) Cass. 1^{er} civ., 24 mai 1976, *Bull. civ. I*, n° 193; *RIDA* janv. 1977, p. 105.

43) Hadas-Lebel, R., Mise en œuvre du droit d'auteur dans le cadre du statut de salarié de droit privé, *Légipresse* janv.-févr. 2003, p. 8.

ナリスト労働組合)による白書『インターネット上の新聞・雑誌：ジャーナリストの権利』(1998年)の「結論」も、ジャーナリストは給与または稿料と引き替えに、個々の寄与を最初に出版する権利のみを譲渡するとしている⁴⁴⁾。学説では、L.121-8条2項(三2参照)を、百科事典など集合著作物一般に適用すべきであると主張する見解が、従来よりみられる⁴⁵⁾。

5. 集合著作物と著作者人格権

最後に、著作者人格権について検討を加える。集合著作物との関係で問題になるのは、個々の寄与の著作者人格権と、集合著作物全体に関する著作者人格権である。

集合著作物の個々の寄与に関しては、その著作者は著作者人格権を享有し続ける。すなわち、その名と資格、そして著作物の尊重を主導者に対して要求することができる(法典L.121-1条2項)。名の尊重とは著作者の意に添う氏名表示のことであり、資格の尊重とは、肩書き等の表示について同様のことをいう。そして、著作物の尊重を要求する権利は、日本の同一性保持権に相当する。

しかし、著作物の尊重を要求する権利については、破毀院1980年10月8日判決[法律事典]⁴⁶⁾が、個々の寄与の著作者は、著作物全体を調和させるための変更を受け入れなければならないと判示する。学説も、集合著作物の性質に照らし、全体を調和させようとすれば個々の部分の変更は不可避であるとして判決に賛成している⁴⁷⁾。

集合著作物全体については、主導者が「著作者の諸権利を付与される」。このことを根拠に、主導者は著作者であると言い切る学説は見つからない。実際

<http://www.creationsalariee.org/rapport-hadas2002.pdf>

44) <http://www.snj.fr/internet/i07.html>

45) Desbois, op.cit. (note 16), n° 704. また Lucas, op. cit. (note 13), n° 145 もこれを否定せず、同旨の下級審判決を多数挙げている。

46) Cass. 1^{er} civ., 8 oct. 1980, *RIDA* avr. 1981, p. 156; *Bull. civ.* I, n° 251 ; D.S. 1981, IR 85, obs. Colombet; *RTD com.* 1981, p. 87, obs. Françon.

47) Lucas, op. cit. (note 13), n° 149; Colombet, C., *Propriété littéraire et artistique et droits voisins*, 9e éd., Dalloz, 1999, n° 183.

に創作行為をおこなう自然人のみが著作権となりうるという考えが強いためである（詳しくは著研56頁～57頁）。下級審の裁判例の中には、主導者は著作権者であると断定するものもある⁴⁸⁾。しかし、広告ポスターに関する前出1993年12月8日判決（以下、「イマージュ・イマージュ判決」⁴⁹⁾は、第一審原告の広告代理店のことを原審が著作権者といったのは言葉が不相当であるとした。ただし、広告代理店がその制作した広告について、集合著作物の所有者として著作人権を行使することは認められると判示した。

日本法と大きく違うのは、集合著作物の所有者の著作人権行使を実際に認めた裁判例が、イマージュ・イマージュ判決の他に、マイクロフォール事件⁵⁰⁾の第一審（パリ大審裁判所1980年2月20日判決⁵¹⁾・控訴審（パリ控訴院1981年6月2日判決⁵²⁾など、5本の指に入るほどしかないことである。それどころか、法典L.131-5条は、集合著作物の財産的権利のみに関する規定であると判示する下級審裁判例まである⁵³⁾。

1で前述したように、集合著作物制度は、その沿革において著作人権と

48) Lucas, op. cit. (note 13), n° 141 は、これを「不用意な」断定だとする。

49) 広告代理店の従業員らが、広告主の大手レコード会社から提供された有名オペラ歌手の写真と、別の背景写真と、社外の者が書いた広告コピーとを素材にして広告ポスターを制作したところ、広告主がこれを契約の範囲を超えて、しかも改変して利用したという事案である。

50) 有名なル・モンド社がマイクロフォール社に対し、その発行する新聞記事索引（題材別編、すなわち記事の書誌情報と時系列編への参照番号のみのものと、記事要約も付した時系列編の2種類）に、同社の集合著作物であるル・モンド紙およびル・モンド・ディプロマティーク紙の記事への参照情報を含めないよう請求した。キーワードの選び方や要約の作り方について著作者の意思に反したとして（当初許諾をとろうとしていたが決裂したという事情がある）、著作物尊重権の侵害も主張した。原審は著作物尊重権侵害を認めたが、破毀院1983年11月9日判決は、ル・モンド社の著作物尊重権が具体的にどのよう侵害されたかを探求していないとして破毀差戻をおこない、結局同社の著作人権主張を認めなかった。Cass. 1^{er} civ., 9 nov. 1983, Microfor, *RIDA* janv. 1984, p. 200.

51) TGI Paris, 20 fév. 1980, Microfor, *RIDA* avr. 1981, p. 183.

52) Paris, 2 juin 1981, Microfor, *D.S.* 1982, IR 44, obs. Colombet ; *RIDA* janv. 1982, p. 182.

53) Paris, 14 mars 1994, *D.* 1994, IR p.11. しかし、Lucas, op. cit. (note 13), n^{os} 141 et 142 は、L.113-5条2項の文言から、主導者は著作人権を行使しようと解する。

は無関係であった。そして、フランス著作権法の中に定着したかのように見える現在も、これを手がかりに、主導者が自らの著作者人格権を主張することは、極度に少ない。一方で、これを活用して主導者が著作財産権侵害を主張し、認められた裁判例は無数にある。3でみた集合著作物外の推定の判例でも、著作者人格権に基づく主張はみられない。

以上より、フランスの集合著作物制度は、今までのところ、著作者人格権とはほとんど無縁のところまで運用されていると見てよいだろう。それは、その出生のいわれどおり、主導者の経済的利益保護の手段として機能しているのである。

二. ソフトウェア

法典 L.113-9条 1項は、「反対の旨の身分規程の定めまたは約定がある場合を除き、1人または2人以上の従業員により、その職務の執行の結果またはその使用者の指示に従って創作されたソフトウェアおよびその設計資料に関する財産的権利は、使用者に帰属し、使用者のみがそれを行行使することができる」と定めている。また、同条3項は、この規定が公務員と国、公共団体、行政的性格の公法人との関係にも適用されることを明示する（ただし、以下の記述では公務員への言及は省略する）。

この規定は、1985年7月3日法45条として創設され⁵⁴⁾、法典化の際に1957年法とまとめて著作者の権利の巻 (livre) に配列された。1994年には、コンピュータ・プログラムの法的保護に関する共同体指令に適合するよう改正された。筆者は、紋谷還暦621頁以降において、この規定の沿革と解釈を詳細に紹介した。そこで、本稿では繰り返しを避け、必要最低限のことだけを書いてい

54) 1985年法は、ソフトウェアの著作権保護の法定と著作隣接権制度の創設をその眼目とするが、視聴覚製作契約（法典 L.132-23条以下）と広告のための嘱託契約（L.132-31条以下）の規定も整備した。しかし、これらはソフトウェアの規定と異なり、雇用契約関係に基づく著作権の法定譲渡までは定めていない。製作契約や嘱託契約の際に、個別に譲渡がなされる旨を定めているのみである。

くこととする。

まず、L.113-9条1項は、ソフトウェアに対してのみ適用される。1994年改正により共同体指令1条1項が反映され、設計資料 (documentation) がL.113-9条の適用を受ける旨が、明文で定められた。フランス語のソフトウェア (logiciel) は、もともと日本法2条1項10号の2に定義されるコンピュータ・プログラムより広い範囲のものをさすが⁵⁵⁾、改正法はその趣旨をより明確にしている。この点、設計資料が15条2項の適用を受けられない日本法と異なっている。

L.113-9条1項は、従業員が職務上「創作」したソフトウェアの著作財産権について、使用者への法定譲渡を認める規定である。著作権人格権は、ソフトウェアを創作した従業員が、原則通り享有する。

しかし、法典L.121-7条は「ソフトウェアの著作権者にとってより有利な反対の約定がある場合を除き、著作権は、/1号 L.122-6条2号に定める権利 (筆者註、財産権としての翻案・変形権) の譲受人によるソフトウェアの改変に反対することができない。ただし、改変が著作権者の名誉または声望を害する場合にはこの限りではない。/2号 修正または撤回の権利を行使することができない」と定める。このような要件の下では、ソフトウェアの著作権者たる従業員が改変に反対しうる場合は、現実にはほとんどないであろうと解されている⁵⁶⁾。

従業員には名と資格の尊重に関する権利と公表権が残るが、後者については、1994年改正法案の上院への報告者は、「従業員は、その職務を (明示的または默示的に) 承認するという事実そのものによって、公表権を行使するものと考えられる」と述べている⁵⁷⁾。そうすると、実際上意味があるのは、著作権者の名と資格の尊重に関する権利だけということになる。

55) Le Petit Robert, CD-ROM v.2.1によれば、「プログラムおよび手順の総体」。

56) Lucas, A., Juris-Classeurs Propriété littéraire et artistique Fasc.1195 (nov. 1994), n° 32.

57) Rapp. Jolibois: Doc. Sénat, n° 311, 6 avr. 1994, p. 20.

L.113-9条1項は、1996年1月1日以降に制作されたソフトウェアに適用される。前出の破毀院1996年7月3日判決は、これ以前に制作されたソフトウェアに関する事案である。しかし、ソフトウェアを集合著作物と認める裁判例は、現在でもみられる⁵⁸⁾。それにもかかわらず、L.113-9条が立法された理由の1つに、企業秘密となり外部に公表されないソフトウェアは、集合著作物とはならないことが挙げられている⁵⁹⁾。同条は、そのようなソフトウェアや1人の従業員が制作したソフトウェアを、法定譲渡の対象とする趣旨と考えられる。従業員の公表権は労働契約締結の際に行使された（公表・未公表を自ら決定した）と考えることで、未公表のソフトウェアについても法定譲渡を及ぼすのである。このような解決は、ソフトウェアという、著作者人格権がその実質を欠く著作物にだけ、通用するものであるといえる。

ソフトウェアの著作権譲渡の報酬は、一括払いとしうる（L.131-4条2項5号）。従業員の場合、これは給与に含まれているとされることが多いであろう。

三. 私法上の従業員の著作権

1. 原 則

上記一3の検討から、破毀院は近年、企業がその利用にかかる「著作物」について、自ら侵害訴訟を提起することを支援する法解釈をとっていることがわかった。しかしこれには限界がある。著作物の制作に関わった1人ないし複数

58) ちなみに、視聴覚著作物（L.112-2条6号で「映画の著作物その他の音を伴う、または伴わない映像の動く連続から成る著作物」と定義される）は、集合著作物ではなく創作者らの共同著作物であるというのが、確定した判例である。

59) Lucas, op. cit. (note 56), n° 6. なお、公表前の、あるいは公表されない集合著作物が誰に帰属するかという議論は、フランスではなされていない。また、これからもなされないのではないかと思われる。なぜなら、集合著作物の所有者は、法定の要件が満たされた際に、権利を付与されるのみであるという考えが根深く存在するからである（一5参照）。これに従えば、未公表の段階では、そこにあるのは集合著作物ではなく、本来の意味での著作者（ら）の（共同）著作物だと考えるのが自然である。要するに、未公表の集合著作物というものの存在に、誰も思い至らないのであろう。

人の従業員の側から、自分（たち）こそが創作行為をなしたのであり、著作権者であるという主張がなされないことである⁶⁰⁾。破毀院が想定しているのは、従業員（ら）との関係が円満である企業が、第三者による侵害にさらされた場合のみなのである。

では、従業員と企業とが著作権をめぐる対立したらどうなるだろうか。企業はたちまち、フランス著作権法の厳格な規定に直面することとなる。以下、新聞・雑誌に記事を提供するジャーナリスト⁶¹⁾に重点を置いてみよう。

法典 L.111-1条 1項は「精神の著作物の著作権は、その著作物に関して、自己が創作したという事実のみにより、排他的ですべての者に対抗しうる無形の所有権を享有する」と規定する。そして L.131-3条 1項によれば、財産的権利の譲渡⁶²⁾は「譲渡される各権利が譲渡証書において明確な記載の対象となり、かつ、譲渡される権利の利用の範囲が、その広がり」と目的、場所、期間に関し

60) アレオ判決や前出2000年2月22日両判決の表現は、侵害訴訟の中で被告側の証人として証言するのでは足りず、従業員（ら）が自らの名において (de son part) 企業の権利者資格を争うことまでを要求する趣旨に読める。

61) ジャーナリストは、後に紹介する法改正論議との関係で、最も重要である。労働法典 L.761-2条は「職業的ジャーナリスト」を、定期刊行物への執筆（写真や絵を伴うこともある）を定期的に、主たる収入源としておこなう者と定義する。報酬が給与か原稿料かを問わず、この者が新聞社・雑誌社に貢献するための有償の契約は、労働契約とみなされる。http://www.snj.fr/ccntj/loi.html

62) 1957年法には、著作権の譲渡という文言のみが用いられており、利用許諾という文言はない。Lucas, A. et H.-J. Lucas, *Traité de la propriété littéraire et artistique* 2^e éd., Litec, 2001, n° 482 (A.リュカ執筆部分) と、ボワティエ大学でゴドラから学んだことによると、フランスでは著作権をめぐるすべての契約を譲渡と呼び、著作権の相手方（出版社など）には、著作権の排他権が、契約が定める範囲で移転される。これは物権の移転に他ならず、これにより相手方の法的地位は安定する。その反面、著作権者は著作物の利用による収益に関与するのが原則である（比例報酬原則、L.131-4条 1項）。日本でいう著作権譲渡に比較的近いのは、比例報酬原則の例外が法定されている限られた場合（同条 2項など）である。この場合は、著作物が以後どのように利用されても、著作権者は当初の報酬以上のものを請求することはできない。

紋谷還暦631～632頁註4には、債権的な「利用権の設定」もフランスでは譲渡と呼ばれると書いた。一部の学説（ボワティエ大学の H.-J.リュカなど）はこのような解釈をとる。しかし、譲渡と利用許諾を明文で書き分け、報酬については私的自治に委ねている日本法と区別するためには、A.リュカやゴドラの見解をまず理解すべきであろう。

て定められるという条件に従う」。すなわち、著作者から、ある利用範囲について著作財産権の譲渡を受けたことを主張しようとする者は、その利用範囲を明確に記載した譲渡証書が存在することを立証しなければならない。L.111-1条3項が、「精神の著作物の著作者による請負契約または労働契約の存在または締結は、第1項によって認められる権利の享有になんら抵触しない」と定めているため、以上のことは著作者が従業員であっても変わらない。

ただし、多くの下級審裁判例が、従業員が職務の範囲内で創作する著作物の財産的権利は、労働契約のみによって、少なくとも企業活動に必要な範囲で、使用者に譲渡されたとみなされると判示している⁶³⁾。この見解は黙示の譲渡の理論と称され、1957年法の施行以前は一般に認められていた⁶⁴⁾。当事者間の衡平や外国法に例があることを理由として、この理論を支持する学説も少なくない⁶⁵⁾。

しかし、破毀院は一貫してこれを退け、L.111-1条3項とL.131-3条1項の文理に忠実な判決を下している。すなわち、原則通り譲渡を証明する書面を要求する。リーディングケースとして、パートタイムの皮革職人が1人で創作したハンドバッグのモデルに関する1975年4月11日判決⁶⁶⁾、近時のものとして、1985年法施行以前に1人の従業員によって制作されたソフトウェアに関する1992年12月16日判決⁶⁷⁾が挙げられる。破毀院が黙示の譲渡の理論をとれない

63) Lucas, op. cit. (note 13), n° 30.

64) Ibid., n° 29.

65) Ibid., n°^{os} 31 et 32.

66) Cass. Crim. 11 avr. 1975; *RIDA* juill. 1975, p. 184; *JCP*, 1976, II, n° 18348, obs. Plaisant. 佐藤前掲論文122～124頁は、権利の法人への帰属に関する考え方が意匠法と著作権法において異なることを論証する文脈の中で、本判決を詳細に紹介している。従業員が使用者を著作権侵害で刑事訴追した本判決は、「フランス著作権法の特異性」をいうのに格好の事案である。しかし、本稿一でみたように、近時の破毀院は、使用者が従業員の著作物を平穩に利用している場合には、侵害者との関係では、使用者への原始的権利帰属を推定している。この点で、意匠法との距離は、部分的にはあるが縮まったといえるのではないか。

67) Cass. 1^{er} civ. C, 16 déc. 1992, Nortène, *Bull. civ.* I, n° 315; *RIDA* avr. 1993, p.193, note Sirinelli; *JCP E* 1993, I, 246, n° 5, obs. Vivant et Lucas.

理由としては、L.111-1条3項の他、黙示の譲渡はその範囲を明確にしがたく、L.131-3条1項に違反するおそれがあることが挙げられる⁶⁸⁾。

このように黙示の譲渡では安心できないので、使用者は、労働契約締結の際などに、従業員から予め著作権の譲渡を受けておこうとする（明示の譲渡）。しかし、法典L.131-1条は「将来の著作物の総括譲渡は無効とする」と定めている。従って、入社時に1度譲渡に合意させ、それによりこの従業員のすべての著作物について、永久に著作権譲渡がなされたと扱うことは許されない。SNJと大手メディア企業が2000年代に相次いで締結した明示の譲渡に関する企業内労働協定が、どれも2年程度の期間を対象にしており、再交渉を経て更新されることになっている⁶⁹⁾のは、このためでもあろう。

以上をまとめると、相手がたとえ従業員であっても、その著作物を利用するには、譲渡範囲を明確にした書面により、個別に許諾を得るのが原則である。ある程度一括して明示の譲渡を受けることはできるが、契約期間を定めなければならないし、契約が予測していない利用方法が登場した場合は、個別に書面により譲渡を受けなければならない。

それでも、個々の寄与を集合著作物たる紙面・誌面に掲載する＝1次利用することは、給与や稿料の支払（一括報酬）と引き替えに問題なくできる（4参照）。では、新聞・雑誌への個々の寄与を、インターネットやCD-ROMなど他のメディア、あるいは他社の出版物に2次利用する場合はどうなるか。この問題は近時華々しく争われ、多くの裁判例と企業内労働協定、そして法改正への動きを生み出した。節を改めてみていこう。

2. 紛争と法改正への動き

新聞・雑誌に執筆するジャーナリストに関しては、これまでにみた原則の他に、いくつか手がかりになる条文がある。まず、法典L.121-8条2項は、「新聞または定期編集物において記事や論説として発行されたすべての著作物につ

68) Lucas, op. cit. (note 13), n° 36.

69) http://www.snj.fr/droits_auteur/droits_auteurs.htm

いて、著作者は、反対の定めがない限り、それらをあらゆる形式において、その新聞または定期編集物と競争する性質のものでないことを条件として、複製させ、利用する権利を保持する」と定める。また、労働法典 L.761-9条2項は、1を超える新聞または定期刊行物に記事その他の著作物を掲載する場合には、ジャーナリストと新聞社・雑誌社との間に、明示の協定が必要であると定める。なお、ジャーナリスト全国団体協約 (convention collective nationale)⁷⁰⁾ 9条は、ジャーナリストの著作権は1985年に改正された1957年法 (現在の知的財産法典第1巻) に従う旨を定める。また、同7条は、労働法典 L.761-9条2項の内容をそのまま取り込んでいる。

どの条文も、素直に読めば、新聞・雑誌に掲載された記事の2次利用に、ジャーナリストの許諾を要求していると読める。しかし企業側は、力関係の優位に乘じ、無断での2次利用を繰り返してきた。企業側は、黙示の譲渡 (①参照) の他、ジャーナリストとの契約に基づいて支払われた報酬の中に2次利用の対価も含まれているとか、新聞記事として書かれたものを自社のニュースサイトで利用することは2次利用にあたらぬといった考えに立っていた。

インターネットが本格的に普及し始めた1990年代後半から、SNJは他の組合とも協力して、精力的に法廷へ出た (註69のサイトに5事件7判決が掲載されている)。そして、集合著作物とされることの効果を1次利用のみに封じ込め (一4)、2次利用に対するジャーナリストの許諾権を認める判決を次々と得た。そのうちの一つであるリヨン控訴院1999年12月9日判決⁷¹⁾は、新聞社ニュースサイトは、レイアウト、読者、公開期間等が異なるため、紙の新聞の延長線上にあるものとはいえ、そこへの掲載は記事の2次利用となると判示した。

一連の紛争が生んだものは2つある。1つは、1の終わりで触れた多数の企業内労働協定である。これらは、集合著作物制度があるせいでこれまで未整備

70) <http://www.snj.fr/ccntj/CCNTJ.html>

71) CA Lyon, 9 déc 1999, Progrès, *Com. comm. électr.* mars 2000, n° 28, 2^e espèce, note Caron.

だった、明示の譲渡に関する協定である。註69のサイトに出ているものだけでも、内容は企業により様々で、報酬として月給を受けている者を対象にする場合と、原稿料の者も含む場合がある。また、2次利用に限定する契約も、1次利用も含めてとりきめる契約もある。

もう1つは、法改正に向けた動きである。1990年代終盤、当時のジョスパン社会党内閣は、「情報社会発展のための国家行動」に取り組んでいた。ジョスパン首相が1999年8月26日におこなった演説に、その基本的発想が示されている⁷²⁾。それによると、著作物は単なる商品ではなく、フランス流の「著作権者の権利」は擁護されるべきだが、一方で、複雑すぎる著作権法のせいで、フランスおよびヨーロッパでコンテンツ産業の発展が阻害されるのは望ましくないという。この演説当時文化通信相であったトラウトマンは、首相からの指示を受けて、ゴドラに従業員・公務員の著作権に関するレポートを委嘱した(1999年10月21日)。また、トラウトマンは、後述の著作権高等評議会(CSPLA)の設立を首相に提言した。CSPLA設立アレテの案ができた際のインタビュー(1999年前半)で彼女は、一連の紛争に言及し、私人間の紛争を解決するのは国家の仕事ではないが、紛争が生じないようにするのは国家の仕事であると話している⁷³⁾。

ゴドラレポートは、2000年3月に、この間交代したタスカ文化通信相に提出された⁷⁴⁾。その骨子は以下の通りである。1957年法の精神は変更すべきではないが、企業の便宜のために、譲渡手続を簡便化することは望ましい。そのためには、将来の著作物の一括譲渡禁止原則を維持しつつ、L.131-1条に2項以下を追加すればよい。そこでは、企業は労働契約締結時に譲渡の恒久的な申し

72) <http://www.internet.gouv.fr/francais/textesref/pagsi2/discoursprm.htm>

73) CS. PLA: Un observatoire pour l'évolution du droit d'auteur (entretien avec Trautmann), *Expertises*, n° 226, mai 1999, p. 123.

74) <http://www.culture.gouv.fr/culture/cspla/gaudrat.pdf> には、委嘱状と前書きと後半部分しか掲載されていない。筆者は私家版を一部所有している。また、ウェブに掲載されていない理論的基礎の部分は、註12の論文の前半部分で展開されている。

入れをし、従業員は個々の著作物を公表⁷⁵⁾することによりこれを承諾する。譲渡の条件の詳細は、労働組合などとの集団的交渉で決定する。条件に不服の従業員は、著作物を公表する前に条件修正のための手続を要求するか、あるいは、職を賭けて著作物を秘匿することができる。以上の手続はL.131-1条の例外を設けるものではないので、適用範囲を労働契約に限定する必要はなく、期限を決めず継続的に創作がなされていれば、どのような契約に適用してもよい。

ゴドラはこれと併せて、レポートにおいて集合著作物制度の削除を提案している。彼によれば、それは、知的創作とはいええない単なる制作物を保護しており、それがあつて、1957年法は、創作者の知的所有権の体系としては未完成なのだという。

著作権高等評議会 (CSPLA) は、2000年7月10日アレテ⁷⁶⁾により6年間設置することが決定され、その後人選を経て2001年5月11日に発足した⁷⁷⁾。2003年5月現在のメンバーは、議長にコンセイユ・アタ評定官、副議長に破毀院判事、関係5省庁 (文化通信・法務・国民教育・経済金融産業・外務) の官僚、8人の学識経験者、著作者や実演家の代表・出版/メディア/コンテンツなどの企業の代表・そして消費者代表の合計65人ほどである。7つの小委員会に分かれ、従業員・公務員の著作権問題の他、私的複製や著作権処理の単一窓口創設などのテーマにも取り組んでいる。

「私法上の従業員の著作権」小委員会は、パリ第一大学のシリネリとパリ控訴院付き弁護士を共同議長とする。そこでの議論 (2001年6月～2002年4月) を、検討終了後の報告書によって紹介する⁷⁸⁾。

小委員会では、ゴドラレポートは前提とせず、文化通信省の官僚が用意した別の叩き台を用いて議論した。その結果、集合著作物制度は検討対象になって

75) ここで公表とは、著作者の単独行為であり、著作物を公にし、それを財産化 (patrimonialisation) することである。Gaudrat, Ph., *Juris-Classeurs Propriété littéraire et artistique* Fasc.1211 (août 2001).

76) <http://www.culture.gouv.fr/culture/cspla/arretecreation.htm>

77) <http://www.culture.gouv.fr/culture/cspla/conseil.htm>

78) <http://www.culture.gouv.fr/culture/cspla/syntdroitprive.pdf>

いない。法改正に向けた企業側の主張は、L.131-1条に2項を設け、期間の定めのない労働契約がある場合には、将来の著作物の一括譲渡禁止は適用されないことにし、労働契約かその付属書面による一括譲渡を認めさせることである。そして、企業側は、使用者への譲渡は著作者団体への譲渡に優先するという条項を盛り込むことにこだわった。一方、著作者側（労働組合・著作者団体）は、使用者に譲渡する前に著作者団体へ譲渡することを認めるべきだと強く主張した。これは、企業との交渉に個々の従業員ではなく著作者団体があたれるようにするためである。この点が最大の不一致点となり、交渉は決裂した。

2002年9月、この間の政権交代で新しく発足した右派ラファラン内閣のアヤゴン文化通信相は、コンセイユ・ダタのアダ＝レベル評定官を指名して、事態打開の方針についてレポートを書かせた。12月1日に提出されたレポートは、1) フランス流著作者の権利概念の尊重、2) 特に新聞・雑誌の分野における、契約や集团的協定による解決の発展、3) こうして譲渡された権利を企業が合法的に利用できるよう、権利管理を容易にし法的安定性を高めることを、今後の方針として提案している⁷⁹⁾。12月5日のCSPLA全体会でレポートの要旨が報告され、質疑応答がなされたが、その後の2003年3月6日全体会および6月26日会議では議題になっていないようである⁸⁰⁾。

SNJは、法改正の本質を企業がジャーナリストの著作権を取奪することと位置付け、アダ＝レベルレポートは法改正をやめるよう提言したと解釈している。そして、現在も続く企業側から立法者へのロビイングに対抗するためだとして、法改正に反対する署名をウェブ上で呼びかけている⁸¹⁾。

2003年になってからの動きも、これからどうなるかも、7月現在わかっていない。しかし、議論に長時間がかけられていることと、著作者側の発言力の強さは指摘に値する。フランスの立法者が、何を公益とみて、どのような判断を下すかが注目される。

79) Hadas-Lebel, op. cit. (note 43), p. 10.

80) <http://www.culture.gouv.fr/culture/cspla/comptes.htm>

81) <http://www.creationsalariee.org/>

四. 公務員

1. 現 状

まず、ソフトウェアに関するL.113-9条は、「国、地方自治体、行政的公施設の公務員 (agents)」⁸²⁾にも適用される(二)。また、行政 (Administration, 国・地方自治体・行政的公施設を総称)も、集合著作物の所有者となりうる(一1)。

三でみたように、フランスでは、従業員であるからといって、著作権の原始的帰属や譲渡について特別な扱いを受けることはない。しかし、このことは公務員にはあてはまらない。公務員が公務の執行として創作した著作物については、1972年11月21日コンセイユ・デタ見解 [教育用テレビ番組]⁸³⁾が、今でも実務を支配している。それによれば、著作物の創作がまさに公役務の対象をなしている場合、その著作物に関する著作者の権利は、公役務の必要上、原始的に行政に帰属する。ここでは著作者人格権の原始的帰属まで認めており、その効果は日本の著作権法15条に類似する。

公務員が公務として創作した著作物を、自らの利益のために独占し、その公衆への伝達を阻むことは、公益の見地から避けなければならない。そして公務員の場合、官吏の身分や両者間の契約の公法的性質が妨げとなって、著作権譲渡による柔軟な解決はしづらい。同見解の趣旨は以上のように説明される⁸⁴⁾。

この分野の数少ない裁判例として知られている2件の下級審判決は、いずれも同見解に従っている⁸⁵⁾。一方で、学説からは、同見解と1957年法の原則と

82) 滝沢正『フランス法 (第2版)』(三省堂, 2002年) 160頁によれば、フランスの公務員の定義には最広義・広義・狭義の3つがある。L.113-9条は広義の公務員を対象としている。すなわち、官吏 (fonctionnaire) の資格を持つ狭義の公務員だけでなく、契約職員等にも適用されるが、商工業的部局や公企業の一般従業員 (最広義の公務員) には適用されないのである。以下本稿で公務員という場合、広義のそれをいう。なお、最広義の公務員の著作権は、私法上の従業員と同じ規律に服する。Lucas, op. cit. (note 13), n° 45.

83) Avis du Conseil d'Etat, 21 nov. 1972, OFRATEME, *Grands avis du CE*, LGDJ 1998, p. 105, commentaire Kuperfils.

84) Lucas, op. cit. (note 13), n° 50.

85) Ibid., n° 51.

の不整合が、長年にわたり指摘され続けてきた。なお、同見解を前提としても、大学教員については、公務としてなされるのは口頭の講義のみであり、書かれた著作物は本人のものであるという理解が広く定着している⁸⁶⁾。

2. 法改正の方向

公務員に関しては、近いうちに法改正がなされることが決まっている。公務員の著作物を商業出版するためのルール作りが必要となってきたことが、その背景にある（筆者も参加した2003年3月28日のポワティエ大学におけるシンポジウムでの出席者発言）。そこでは、1957年法の原則を守りながら、著作財産権の法定譲渡と公表権の制限が導入される。

ゴドラは、三二で見たレポートの中で、1957年法の原則を貫徹しつつ公益とのバランスをとるために、L.111-1条3項の後に、「公務員である著作者の権利は、公役務の遂行上必要な場合には、行政および行政の計算で著作物を利用する私人に対抗できない」という条項を加えるべきだと提言した。CSPLAにも「公務員の著作権」小委員会（A.リュカ委員長）が作られ、検討が開始された。

CSPLAの提案はゴドラレポートと重なるところと異なるところがあり、その骨子は以下の通りである。まず、L.111-1条3項を改正し、公務員も原始的に著作者となることを明示する。次に、L.131-1条に、以下のような2つの項を追加する。「公務員が公務の遂行上、または行政の指示に従って作成した著作物の利用権は、公役務の遂行に必要な範囲に厳しく限られ、さらに、公役務外のあるいは商業的な利用の対象とはならないことを条件として、創作と同時に行政に法定譲渡される。」「上記著作物を公役務外でまたは商業的に利用することにつき、行政は優先権を有する。その行使の条件はコンセイユ・デタのデクレで定める。」⁸⁷⁾

公務員の著作権についての法改正は、「情報社会における著作権および隣接

86) Ibid., n° 55.

87) <http://www.culture.gouv.fr/culture/cspla/avis01-1.htm>

権」法案（草案は2002年12月5日にCSPLAへ提出済）に盛り込まれている⁸⁸⁾。草案34条と36条は前述のCSPLA提案と同じ内容を定め、同35条は法典L.121-7-1条を創設し、公務員の公表権や著作物尊重権、修正・撤回権を、統括権のある上位機関との関係で制限する。コルニュは公表権の制限を、公役務遂行上の必要を超えるものであるとして批判する⁸⁹⁾。アヤゴン文化通信相は2003年3月6日、「情報社会における著作権および隣接権」法案は5月始めに国会に提出し、夏のヴァカンス前に国民議会で第一読会を開催したいと表明した⁹⁰⁾。しかし、註80のページに掲載されている6月26日会議後のコミュニケによれば、提出は秋の国会になされることとなった。

五. 日本法への示唆

以上の検討をふまえて、フランス法の現状を整理しておく。まず、ソフトウェアに関しては、従業員・公務員が職務・公務上制作した場合に、著作財産権の法定譲渡が定められている（二）。また、集合著作物制度も、企業と行政の双方に適用がある（一）。

私法の領域で著作者の権利を企業に原始的に帰属させるかどうかは、企業対侵害者の場合と、従業員対企業の場合とで、結論が異なる。前者の場合、近年の裁判所は、企業を原始的に著作者の地位につけることに積極的である。ただし、実際の著作者である従業員から権利主張がないという条件の下で（一）3）。権利主張があった場合は、1957年法の原則通り、利用範囲を明確にした書面による著作権譲渡が必要とされている。しかし、今後の法改正によって、譲渡の

88) <http://www.culture.gouv.fr/culture/cspla/avantproj.pdf> 同法案は主として、2001年の「情報社会における著作権および関連する権利のいくつかの側面のハーモナイゼーションに関する共同体指令」に、フランス法を適合させるための改正に関するものである。

89) Cornu, M., La création des agents publics dans l'avant-projet de la loi relatif au droit d'auteur et aux droits voisins dans la société de l'information, *Légipresse* mars 2003, I, p. 36.

90) *Légipresse* avr. 2003, I, p. 38.

要件が緩和される可能性もある（三）。

公務員の創作については、1972年コンセイユ・データ見解に従い、行政が原始的に著作権者の権利を享有する。しかし、公務員が著作者になることを認めつつ、財産的権利の行政への法定譲渡と著作者人格権の制限を導入する法案が、提出間近である（四）。

アダ＝レベルレポートにも現れているように、フランスでは、実際に創作をおこなう自然人のみを著作者とする考え方が、いまだに公式見解であり続けている。公務員と行政との関係（現状は日本の著作権法15条に近い）にも、改正後はこの考え方が及ぶようになる。

そのようなフランス法においても、近年は、侵害者に対して自ら著作権者の権利を行使したいという企業のニーズが、以前よりも理解されるようになってきている（一23）。集合著作物制度は定着しつつあり、少なくとも今回の法改正議論の対象にはなっていない。また、判例はすでに集合著作物制度の先を行っている。商品デザインの侵害事件が大量に著作権法で裁かれるという日本にない事情や、国を挙げた「侵害との闘い」の政策（久保古稀392頁）には注意が必要だが、企業のニーズへの対応状況は、フランス法が日本法を後追いつているとさえみることができる。

しかし、集合著作物の所有者が第三者に対し著作者人格権を行使した例が、これまでほとんどないこと（一4）は、日本の著作権法15条を考える上で示唆に富んでいる。その背景には、企業の著作者人格権享有が疑問視されているという、フランス独自の事情ももちろんある。しかし、根本的理由は、侵害と闘うために著作財産権さえ原始的に付与されれば、企業のニーズは満たされるということではないだろうか。そして、このことは、日本においても同じではないだろうか⁹¹⁾。企業に著作者人格権を享有させるべき固有の事情が、日本社

91) 田村前掲論文40頁。加戸氏は註10のシンポジウムの中で、従業員は「自己の人格よりも会社の人格を代行」して創作にあたると考えて、15条を起草したと話している。このような高度成長期の日本人の感覚が、現在も法解釈の指針たりうるか

会にはあるだろうか。

また、集合著作物の公表要件が利用と同義に解される一方（一3(1)、なお註59）、ソフトウェアでは公表に関する明文を置かずに、解釈で未公表段階でも法定譲渡を適用していること（二）、さらに、公務員についても、著作物の公表名義を問わない法定譲渡と公表権をはじめとする著作人格権の制限という法改正が実現されそうであること（四）も、興味深い。公表権の本質を探究しつつ、15条1項に公表要件が置かれた意味をとらえ直す必要がある。

最後に、CSPLA小委員会 でなされた議論では、従業員について譲渡の手続を緩和するためL.131-1条の例外を設ける場合に、その適用範囲を、期間の定めのない労働契約を結んだ従業員に限定していた。その一方、ゴドラレポートで、同条の例外ではないとして提案された法改正の適用範囲は、労働契約以外の契約に拘束されている者にまで広く及ぶ（三2）。このことは、RGBアドベンチャー最高裁判決⁹²⁾を契機に盛り上がるであろう、「業務に従事する者」の要件解釈をめぐる議論に、一定の示唆を与えるのではないかと思われる。15条が日本の著作権法体系の中で占める位置について考察を深め、それに沿ってこの文言の意味内容を定めることが、今後の課題となる。

※本稿は、2001年度文部科学省在外研究員（短期＝海外研究開発動向調査）、2002年度日本学術振興会特定国派遣研究者（短期）、そして2002～2004年度科学研究費補助金（若手研究B）による研究成果の一部である。

ポワティエでの夢のような1年を含む、小樽商大での恵まれた7年半に感謝する。

は検討に値する。なお、前田哲男「三国志Ⅲ事件」著作権判例百選第3版（有斐閣、2001年）112事件によると、同事件の原審（東京地裁平成5.10.18訴状却下命令）は、法人の著作人格権に基づく請求を財産権上の請求と解したようであるが、命令原文は出典がわからず入手できない。

92) 最判平15.4.10最高裁サイト。いわゆる観光ビザにより日本に滞在し、アニメーションの企画等を業とする会社において図画を作成した外国人が、「法人等の業務に従事する者」にあたらなかったとされた原審の判断に違法があるとされた。